

平成28年第4回東大和市議会厚生文教委員会記録

平成28年7月26日（火曜日）

出席委員（7名）

委員長	東	口	正	美	君	副委員長	和	地	仁	美	君
委員	上	林	真	佐	恵	委員	二	宮	由	子	君
委員	中	村	庄	一	郎	委員	荒	幡	伸	一	君
委員	中	野	志	乃	夫						

欠席委員（なし）

委員外議員（1名）

2番 尾崎利一君

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴	木	尚	君	事務局次長	長	島	孝	夫	君
議事係長	尾	崎	潔	君	主任	櫻	井	直	子	君

出席説明員（なし）

会議に付した案件

- (1) 28第20号陳情 住民の健康増進と2020東京オリンピック、パラリンピックに向けて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情

午前 9時38分 開議

○委員長（東口正美君） ただいまから平成28年第4回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（東口正美君） 28第20号陳情 住民の健康増進と2020東京オリンピック、パラリンピックに向けて受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情、本件を議題に供します。

本件につきましては、本日説明員の出席を求めておりません。

よって、質疑を終了し、直ちに自由討議を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 御異議ないものと認め、直ちに自由討議を行います。

初めに、7月11日に陳情者と全委員で面談を行いました。この面談の内容について、委員の皆様にご意見をいただき、自由討議をしていきたいと思っております。

御発言でございますでしょうか。できれば皆さん勉強させていただきましたので、こんな内容を聞いて、このように思ったなどの御意見をいただければと思います。

○委員（荒幡伸一君） 先日いろいろとお話を伺わせていただきまして、非常に勉強になりました。何点か御報告というか、意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、1点目が、長谷川病院の原田先生のほうからお話がありました。全面禁煙化で飲食店の営業収入が増加したというような話がありました。私としてみれば、分煙をすることによって、喫煙者もそこで一緒に食事ができるというので収入がふえるのかなと思ってたら、逆にこの全面禁煙で収入がふえたというのが少し驚きがありました。

またこれはどなたかというのではなくて、こちらからの質問で出たお答えではありますが、喫煙室をつくることによって、その受動喫煙がなくなるんじゃないかっていうふうに認識していたんですけども、その喫煙室から出てきた人に煙が巻きついて、周りの人に影響があると。またその喫煙室にいた人の体にしみついてる煙でも影響があるんだということを知って、非常に驚きというか、そういうこともあるんだということで勉強になりました。

また岡本弁護士のほうから話がありました子供の保護のために自動車内の喫煙の禁止っていうのはどうでしょうかという御提案がありました。これに関しましては非常にいいことだなっていうふうに感じました。そういった身近なところからも実施ができるんじゃないかなっていうようなことを実感いたしました。

以上でございます。

○委員（中野志乃夫君） 私個人としては、大分以前にもこういう禁煙問題のことで陳情者があって、それに対応した経験があります。そのときもこの間参加されてた渡辺さんとか、そういった嫌煙運動されてる方たちの意見も聞いて、とにかくたばこのものがやはり本来吸わなくていいもの、それも害があるものであるということですね。それであると、医療的にもたばこの被害が本当に計算していくと大変な額に上っているし、そのことをなくすことによって医療費の軽減にもなるということがありますから、やはり私としては今回こういったりわけ受動喫煙に関しても、以前から論議のあった内容ですからね、これはぜひ当市でも条例化すべき内容だと思っております。

ですからオリンピックを機会に都内全域っていうことでもありますけれども、本当に健康の問題を考えれば、

よく言われますけども、実際のたばこの税金といいますかね、そちらのほうが何億円もあって、その収入どうするかという論議もありますけども、実際にいろいろ検討していくと、その額よりも恐らく医療費のほうがはるかにそれを超えてる、つまりたばこに関する害によってもたらされるそういう医療費のほうがもっと高くなっている現状を考えれば、そういう税金で入っているからいいという問題ではないということも踏まえて、私としてはこの間の陳情者の意見はもとよりですけども、ぜひとも当市議会でも本当にこういう問題に取り組むべきだと思いますし、そうしたことで陳情に向けて賛同していただけたらなと思っております。

以上です。

○委員（上林真佐恵君） 受動喫煙については、以前から社会問題になってるっていうのは知っていたんですけども、陳情者の皆さんからお話を聞いて、先ほどもほかの委員の方もおっしゃっていましたが、今の分煙では不十分だし、喫煙室から出てきた方が煙がいっぱい体について、そこから受動喫煙になっちゃうっていう問題もあるし、喫煙室そのものから出てくる煙をどうするかという問題ですとか、あとマンションのベランダで吸っているのがほかのお宅に行ってしまう、訴訟になってるみたいな、そんな問題とか、そういうこと本当に知りませんでしたし、非常に勉強になりました。

でも、やっぱり今分煙っていうのはかなり常識になってるかなとは思いますが、今の分煙では十分ではないのかなっていうふうに思いました。厚生労働省の調査で年間で推計1万5,000人の方が亡くなっているということが明らかになって、これは本当に深刻な問題だと思います。自分では吸わないのに、ほかの方のたばこの煙を吸うことで、深刻な健康被害を受けて、死に至るケースがこれだけあるっていうことから考えても、また交通事故による年間死者数の3倍を超える死亡者がいるっていうことなので、これは本当に早急に対応することが必要じゃないかと思えます。

現在先ほどもちょっと重なっちゃうんですけど、分煙っていうやり方だと、そこで働く従業員の方が結局喫煙場所にも物を持っていかなきゃいけない、喫煙場所にいるお客さんのところに行かなきゃいけないっていうこともありますし、また小さいお子さんの場合は、家庭でたばこを吸う方がいる場合は、やっぱりずっと小さいころから深刻な健康被害を受けるっていうことが懸念されるので、やはり法整備を急ぐ必要があるというふうに思いました。

以上です。

○委員（二宮由子君） 先日4名の方に来ていただいて、勉強会もさせていただきました。私自身は、オリンピック、パラリンピックに向けてということもありますので、まずは東京都の動向などを確認しながら、市としても進めるべきことではないかというふうに思っております。

条例を制定した兵庫県、あと神奈川県の内容ですけれども、例えば100平米以下の飲食店は努力義務だということもあまして、市内でも100平米以下の飲食店というのがほとんどではないかというふうに思っておりますので、そういう点も踏まえて、まずうちの市として、市の庁舎内の喫煙室というのは今耐震の工事後、喫煙室を全て外に設置をしたということもありますので、そういった少しずつですけども、動きはあるのかなというふうに思っております。

私的には、東京都の動向を踏まえた形でこの陳情の趣旨には賛同したいとは思っています。

以上です。

○委員（中村庄一郎君） 私も今の二宮さんの意見に同様でございます。本当に先日のいろいろ勉強会といいますか、いろいろ教えていただいた件につきましては、本当にいい勉強になったというふうに思います。ありが

とうございました。

確かに東京オリンピック、パラリンピックに向けて、例えば当市でも喫煙についてはしっかりと検討していかなくちゃいけない。大勢の海外の方もお迎えするわけですから、そのところは慎重に考えていく。まだまだ当市においては受動喫煙については非常にまだ考え方が少しおくらしているのかなというふうに思いますので、条例につきましては、ここでもう少し研究を重ねた上で慎重であるべきではないかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（東口正美君） ほかにございますか。

基本的には今7月11日に行った陳情者との面談についての御意見ということで伺いましたけれども、幾つかこの陳情への取り扱いの御発言もありましたので、この陳情に対する取り扱いについての自由討議を行わせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員（荒幡伸一君） この陳情に関しましては、非常に内容もわかりますし、趣旨に対しては賛同ができるころではございます。ただ屋内全面禁煙となると、ちょっとハードルが高いのかなというような気がいたします。もう少し慎重に進めるべきかなというふうに思います。

以上です。

○委員（和地仁美君） 今皆さん委員の方からそれぞれ先日のヒアリングの感想や陳情についての御意見をいただいたと思うんですけども、私のほうとしては、一方で厚労省の発表がありながらも喫煙というものが合法であるという部分で、勉強会の中の内容もいろいろなデータや世の中の動向や各自治体、各国の動向を聞きましたけれども、国内に限っていいますと、罰則は設けていながらも、一方で啓蒙という部分の趣旨が強いのかなってというのが、非常に今は吸う人の権利と受動喫煙という部分もありますけれども、マナーの範囲といろいろな部分というものがまだまだ法整備との合致がいてないのかなという感想も受けました。

また今皆さんの御意見を聞いてますと、世の中の流れでもありますし、あと健康被害という部分もデータが出ている中で、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、このような動向については東京都の動きも見ながら、当市の実情に合った中での取り扱いってというのがいいって御意見が大半だっているように私自身は受けとめましたので、趣旨については、趣旨採択っていう形をとればいいんじゃないかっていうふうに思うんですけども。

ただ、今回の陳情趣旨について、ここの趣旨の一文が受動喫煙防止条例の早期制定を求めるという一文になっておりますので、この陳情理由を含めた中で皆さん御賛同いただいていると思っておりますから、早期制定という部分はちょっと当市の実情に合いませんので、ここは全体的な陳情者の気持ちは酌みますけれども、当市の実情に合った部分で調査研究を進めて、よい方向に進んでもらいたいという意見をつけた中での趣旨採択というのが皆さんの御意見を踏まえた上では結論としてよいのではないかと思います、委員長のほうで皆さんに諮っていただければと思います。

○委員長（東口正美君） ほかにありますか。今副委員長のほうから非常に趣旨としてはよくわかりますということで皆様から御意見をいただきましたけれども、条例を早期に制定していくということについて、もう少し当市の状況を鑑みてということで、できれば皆様から御賛同が得られれば、意見つきで趣旨採択にしていくという形をとらせていただければと思いますが、この件に対する御意見ございますでしょうか。

○委員（中野志乃夫君） 確かに具体化するに当たって、そのとおりっていうのはなかなか難しいのはあるので、

それはしようがないんですけども、ちょっと和地委員の中で喫煙者の権利みたいな発言もあったけど、この間の論議ではそういう発言は出てこなかったから、ちょっと気になるのと、基本的にはやっぱり趣旨に沿った上での内容で検討していただきたいということだけ申し述べておきます。

○委員（上林真佐恵君） なかなかすぐに条例制定っていうのは難しいのかなっていうのは思うんですけども、やっぱり先ほども発言しましたが、非常に深刻な問題だと思いますので、もちろんすぐには無理でも、なるべく早く制定するっていう方向で、また完全禁煙、難しいとは思いますが、お店の売り上げは落ちないで、むしろ多くのお客さんが来るようになったっていうデータなんかこの間伺いましたので、そういうことなんかももう一度こちらでも調査しながら、なるべく早期に制定するっていうことで進めていきたいなというふうには思っています。

以上です。

○委員長（東口正美君） ほかにございますか。

皆様からさまざま御意見をいただきましたけれども、一つは東京都、また国の動向を見ながら、また本市の実情に合った形で趣旨に沿った形で本市も調査研究及び進めていくという趣旨を含みました意見の取りまとめについては、正副に御一任いただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） 今異議なしというふうに言っていたいただきましたので、この陳情につきましては、再度協議を行っていきたく思いますので、継続審査としたいと思いますが、これに御異議がございませんでしょうか。

○委員（和地仁美君） 今皆さんから意見つき趣旨採択の方向で異議がないっていう形で御意見いただいて、正副のほうに意見をまとめてっていうところまで御賛同いただきましたので、ちょっときょうそういう結果になりましたので、意見のほうはまだまとめておりませんので、きょう皆さんからいただきました意見を踏まえて、正副で意見案をつくらせていただきたいと思ってるんですけども、その内容について皆さんから御賛同いただいたところで最終的な結果っていう形で、できましたらお時間いただきたいので、9月定例会の中の委員会の中で意見をちょっとそれまでには皆さんに提出して、御検討いただいた中でっていう流れでよろしいでしょうか。

○委員長（東口正美君） ほかにございますか。

○委員（中村庄一郎君） 今の副委員長の案に賛成いたします。よろしく願いいたします。

○委員長（東口正美君） じゃあ皆様から御賛同が得られましたので、いずれにいたしましても正副で意見を取りまとめさせていただきます。よって、この陳情につきましては、いずれにしても継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（東口正美君） それでは、この審査はこの程度にとどめ、これをもって、平成28年第4回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前 9時56分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 東 口 正 美